

## 中央学院大学教員組織

名称	任務・役割等	構成
学部教授会	学部長が招集し次の事項を審議する (1)教授・准教授・講師及び助教の推薦並びに進退に関する事項 (2)教育及び研究に関する事項 (3)教育課程及び授業に関する事項 (4)入学試験に関する事項 (5)学生の入学、卒業並びに進退に関する事項 (6)学生の試験に関する事項 (7)学生の賞罰に関する事項 (8)その他学長の諮問に関する事項	学部専任教員
合同教授会	学長が招集し、次の事項を審議する (1)学則に関する事項 (2)学長の諮問に関する事項	学部専任教授
学部長会議	学部長会及び拡大学部長会は、学長の諮問及び組織間の連絡調整機関として次の事項を審議する。ただし、学部長会の審議事案は緊急事案等を対象とする (1)大学の管理運営に関する学長からの諮問事項 (2)学術の研究、教育に関する学長からの諮問事項 (3)中央学院大学学則及び中央学院大学組織規程等で定められた組織間の連絡調整に関する事項 (4)その他学長が必要と認めた事項	学部長会は、学長、大学院研究科長、学部長及び大学事務局長をもって構成する  拡大学部長会は、学長、大学院研究科長、学部長、中央学院大学学則及び中央学院大学組織規程で定められた組織の長及び大学事務局長、事務の部長等をもって構成する
大学院研究科委員会	次の事項を審議する (1)大学院学則及び諸規程の変更に関する事項 (2)大学院教員の審査に関する事項 (3)授業及び研究の計画に関する事項 (4)入学試験に関する事項 (5)学生の入学・退学・修了その他身分に関する事項 (6)学生の賞罰に関する事項 (7)単位の認定に関する事項 (8)学位に関する事項 (9)その他当該研究科に関する事項	大学院科目を担当する専任教員
社会システム研究所教授会	次の事項を審議する (1)研究所の管理運営に関する事項 (2)研究所の客員教授、客員研究員、特別研究員の任用	所長、研究所専任教員

### 全学委員会

学長の諮問事項に答えるとともに、その所掌事項について審議する

名称	任務・役割等	構成
教務委員会	教務に関する事項について審議する	教員、職員
学生委員会	学生の厚生補導に関する事項について審議する	教員、職員
就職委員会	学生の就職に関する事項について審議する	教員、職員
国際交流委員会	国際交流に関する事項について審議する	教員、職員
情報システム運営委員会	教育・研究に関する情報基盤の整備に関する事項について審議する	教員、職員
入試委員会	入学試験に関する事項について審議する	教員、職員
図書委員会	学術研究と教育に関する図書資料の収集及び管理に関する事項について審議する	教員、職員
自己点検・評価実施委員会	自己点検・評価に関する事項について審議する	「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」第3条に定めるもの
教育充実委員会	FDの実施等、教育の充実・改善に関する事項について審議する	教員、職員
研究倫理委員会	中央学院大学研究倫理規程における責務・運用・解釈および学長の諮問事項について審議する	「中央学院大学研究倫理委員会規程」第4条第4項に定めるもの
広報委員会	大学・学部の広報に関する事項について審議する	教員、職員

## 中央学院大学教員組織

### 特別委員会

学長の諮問事項について審議し、答申する

名称	任務・役割等	構成
AO委員会	中央学院大学のアドミッション・ポリシーに基づき、AO入試を実施すること	教員、職員
全学教職課程運営委員会	大学における教職課程及び教員養成に係る業務を、全学的に円滑に運営すること	教職課程担当教員、教務課職員
特別教育指導センター	中央学院大学の学生が、学術・文化・スポーツの向上・発展が図れるよう指導することを目的とし、次の事項を審議する (1)強化指定クラブおよび準強化指定クラブ(以下、「指定クラブ」という。)の認定、取消し等に関する事 (2)社会・文化・スポーツ関係の入学候補者の選出に関する事項 (3)社会・文化・スポーツ関係の特待生の選考および取消しに関する事項 (4)指定クラブの活動費に関する事項 (5)学生特別教育・研究室等の年間活動に関する事項 (6)指定クラブの部長・監督およびコーチ等の推薦に関する事項 (7)学内の学術・文化・スポーツの向上・発展を図るための具体的な施策の立案 (8)その他、学長の諮問に関する事項	教員、職員、その他学長が必要と認めたもの
プライムセミナー運営委員会	プライムセミナーの運営に関する事項について審議する	教員、職員
大学入試センター試験実施委員会	次の事項を審議する (1)センター試験実施に当たっての基本方針及びその策定に関する事 (2)センター試験実施に当たっての具体的実施計画の策定に関する事 (3)その他センター試験の実施に必要な事項に関する事	「中央学院大学大学入試センター試験実施に関する規程」第3条に定めるもの

2019年5月1日 現在